

岩手県立大学機関リポジトリ運用指針

制定 平成29年3月27日 メディアセンター長決裁

(趣旨)

第1条 この指針は、岩手県立大学機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 リポジトリは、岩手県立大学（以下「本学」という。）の教育研究活動において生産された学術研究成果（以下「コンテンツ」という。）を収集して電子的形態で蓄積・保存し、学内外にネットワークを通じて無償で公開することにより、学術研究の発展と社会貢献に寄与することを目的とする。

(運用体制)

第3条 リポジトリの運用体制は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) コンテンツの収集・公開・削除 教育支援室教務・国際交流グループ、メディアセンター
- (2) システムの維持管理 メディアセンター

(登録対象及び担当者)

第4条 リポジトリに登録することのできるコンテンツ及びコンテンツの担当者（以下「担当者」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 博士論文 教育支援室教務・国際交流グループ
- (2) 学術雑誌論文、紀要論文、研究成果報告書及び研究関連資料 メディアセンター
- (3) その他メディアセンター長が認めたコンテンツ メディアセンター

(登録資格者)

第5条 リポジトリにコンテンツを登録できる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本学に在籍する、又は在籍したことがある教職員、研究者及び大学院生
- (2) その他メディアセンター長が認めた者

(登録申請)

第6条 コンテンツの登録を希望する者（以下「登録申請者」という。）は、岩手県立大学機関リポジトリ登録申請・公開許諾書（様式第1号）及びコンテンツをメディア

センター長へ提出するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士論文の登録申請に必要な事項は、教育支援本部長が別に定めるものとする。

(公開の解除及び削除等)

第7条 登録したコンテンツの公開の解除及び削除等については、次の場合に認めるものとする。

- (1) 登録申請者より理由を付して削除又は差替の申し出があり、担当者がこれを承認した場合
- (2) 登録されたコンテンツの内容が著しく不適切である等の理由により、担当者が削除の決定を行った場合

- 2 コンテンツ（博士論文を除く。）の削除又は差替を希望する者は、岩手県立大学機関リポジトリ掲載コンテンツの差替・削除依頼書（様式第2号）をメディアセンター長に提出するものとする。

(登録されたコンテンツの取扱い)

第8条 担当者は、登録されたコンテンツについて、次により取り扱うものとする。

- (1) コンテンツを複製し、リポジトリを構築するサーバに格納する
- (2) ネットワークを通じて、コンテンツを不特定多数に無償で公開する
- (3) 保存や利用提供維持に必要な複製・媒体変換を行う

(著作権と利用許諾)

第9条 リポジトリに登録されたコンテンツの著作権は、著作権者の元に留保される。

- 2 登録を希望するコンテンツについて、登録申請者以外の著作権者がいる場合、登録申請者はあらかじめ全ての著作権者からコンテンツのリポジトリへの登録及び前条に掲げる取扱いについて許諾を得るものとする。

(免責事項)

第10条 登録されたコンテンツの内容に関する責任は、当該登録申請者が負うものとする。

- 2 コンテンツの公開によって生じるいかなる損害又は不利益について、本学は一切責任を負わないものとする。

(事務)

第11条 この指針に関する事務は、メディアセンターが取り扱う。

(その他)

第 12 条 この指針に定めのない事項については、メディアセンター長との協議を経て担当者が別に定めるものとする。

附 則

この指針は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

◆著作権の扱いについて

- ・この登録申請・公開許諾書は、コンテンツの複製と公衆送信について許諾をいただくものです。
- ・この登録申請・公開許諾書は、著作権を譲渡するものではありません。著作権は著作権者に留保されます。

◆共著者の許諾について

共著者のいるコンテンツについては、共著者全員の許諾が必要です。

- ・共著者全員の許諾を得てください。共著者の許諾確認は、登録申請者自身でお願いいたします。
- ・共著者の許諾について「岩手県立大学機関リポジトリ運用方針」に書かれている内容が含まれていれば、様式は問いません。

◆公開について

- ・コンテンツの電子データ（PDF）に、この登録申請・公開許諾書を添付して図書館までお届けください。
- ・出版者等との取り決め、申し合わせ等がある場合は、特記事項欄にご記入ください。

以下に該当するものは、登録ができませんのでご注意ください。

- ・共著者の許諾を得られなかったもの
- ・未発表で、後日出版または特許・実用新案申請の予定があるもの
- ・その他、登録・公開に支障があると判明したもの

◆公開の解除及び削除

以下の場合には、リポジトリに登録されたコンテンツを削除することがあります。

- ・登録申請者より理由を付して削除の申し出があり、メディアセンター長がこれを承認した場合
- ・内容が著しく不適切である等の理由により、メディアセンター長が削除の決定を行った場合

そのほかご不明な点がございましたら、下記まで問い合わせください。

問い合わせ先

岩手県立大学メディアセンター

Tel : 019-694-2070 (内線 1502、2070)

e-mail : ipu-library@ml.iwate-pu.ac.jp

岩手県立大学機関リポジトリ掲載コンテンツの差替・削除依頼書

年 月 日

岩手県立大学メディアセンター長 殿

岩手県立大学機関リポジトリ掲載コンテンツの（差替・削除）を以下のとおり依頼します。

申請者氏名	
連絡先	E-mail:
	電話:
所属	
依頼内容 (○を付す)	1. 差替 2. 削除
Permalink	
タイトル	
著者名	
掲載誌名等	掲載誌名（資料名）
	巻号
理由	※例『○○○』Vol. △No. △に掲載予定等
処理希望日	<input type="checkbox"/> 希望あり 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 希望日なし
特記事項	(差替をする内容・削除する内容等を具体的にご記入ください)

※ 記載情報は、目的以外には使用いたしません。

以下、登録部署記入欄

受付日	年 月 日
処理日	年 月 日